東京新聞 2012 年 4 月 26 日

67年間の叫び また届かず

東京大空襲訴訟

控訴審も原告敗訴

東京高裁 国の救済責任認めず

一九四五年三月の東京大空襲で被災した民間人や遺族ら百十三人が、国が補償などの救済をせずに被害を放置したのは違憲だとして総額十二億四千三百万円の損害賠償と謝罪を求めた訴訟の控訴審の判決で、東京高裁は二十五日、訴えを退けた一審東京地裁判決を支持し、原告側の控訴を棄却した。原告側は最高裁に上告する方針。

原告側は「国が旧軍人や原爆被害者らを救済しながら、空襲被害者には生活援助や補償をしないのは法の下の平等に反する」と主張。国側は「戦争損害は国民が等しく受忍（我慢）しなければならない」と反論していた。

鈴木健太裁判長は「大空襲によって多大な苦痛を受けた原告らが、救済や補償措置を受けている旧軍人らとの間の不公平感を感じることは心情的には理解できる」と述べた。

だが、国から危険性の高い戦闘への参加を命じられた旧軍人などに対する補償には、合理的な理由があると指摘。「空襲被災者を含め補償を受けていない戦争被害者は数多くいる。被害の原因や程度はさまざまで、補償されていないことで差別されているというのは困難」と判断した。その上で、一審同様に空襲被害者を救済するかどうかは国会の裁量の範囲内と結論づけた。

原告は慰謝料など一人当たり一千百万円の損害賠償と、追悼施設建設の約束を含む謝罪文交付を国に求め、二〇〇七～〇八年に提訴。東京地裁は〇九年十二月、訴えを棄却した。

東京大空襲 1945年3月10日未明、米軍の爆撃機B29約300機が江東、墨田、台東各区など下町地域を無差別爆撃。約10万人が死亡し、100万人以上が家を失った。同年4、5月に東京全域を襲った4度の「山の手空襲」も含め、東京では100回以上の空襲が繰り返された。

記者会見で、ハンカチで涙をぬぐう原告の草野和子さん。右は吉田由美子さん＝25日、東京・霞が関の司法記者クラブで

私たちの苦しみに向き合って

家族奪われ 人生変転

「戦後六十七年間も戦争被害を放置したのに、血も涙もない判決だ」。空襲で家族を奪われ、人生を変えられた原告の叫びは司法に届かなかった。一審に続き、民間人の戦争被害に対する国の救済責任を認めなかった東京大空襲訴訟の控訴審判決。会見では怒りが渦巻いた。

「夫にも長く話せなかったことを裁判で訴えたのに」。原告の草野和子さん（77）は涙で言葉を詰まらせた。空襲で両親と、隣に住む叔父一家五人を奪われた。つらい思いを誰にも話さず、胸に秘めて生きてきたが、昨年十一月の最終弁論で法廷に立ち、戦災孤児として生きてきた半生を語った。「裁判所には、私たちの苦しみに真っ正面から向き合ってほしかった」と悔しがった。

高齢化が進む原告の平均年齢は八十歳。控訴後に四人が亡くなり、この日も車いすやつえで入廷する姿が目立った。中山武敏弁護団長は「これが最後の機会。この歴史的な裁判は未来の平和にも関わってくる」と強調し、引き続き最高裁で闘う決意を示した。

解説

被害者援護法 提出急げ

東京大空襲訴訟の控訴審判決は、民間人への補償を否定した一審判決をほぼ踏襲した上で、旧軍人を優先する国の姿勢をさらに色濃く打ち出した。

戦後、国が空襲被害者への補償を拒否する根拠としてきた「戦争被害は等しく受忍（我慢）しなければならない」との受忍論は一審に続いて直接採用しなかった。だが、一審判決が「国民のほとんどが戦争被害を負っており、裁判所が救済対象を選ぶのは困難」とした判断を引用、司法による救済を認めなかった。

その上で、国家総動員法で徴用された人や女子挺身（ていしん）隊員に、国が援護を拡大したことは「陸海軍の要請・指示に基づき、戦争の危険が及ぶ可能性の高い業務」で、不合理でないと付け加えた。では、空襲被害者には戦争の危険はなかったのか。防空法で消火を義務付けられて逃げ遅れた被害をどう考えるのか。合理的な判断は示さなかった。

軍人の遺族や障害年金の条件緩和は「公務」として認め、「戦争に協力した人から補償する」（弁護団）政策を追認した。原告は上告する方針だが、判決には「立法による解決」を促した一審の判断も引用されている。高齢の原告のため、空襲被害者等援護法案の提出を急ぐべきだ。（橋本誠）